

奈良市公告第 6 0 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 4 0 年奈良市規則第 4 3 号）第 2 条の規定により公告します。

令和 7 年 4 月 1 5 日

奈良市長 仲川 元庸

1. 入札概要

イベント	日時
公告・ホームページ公開	令和 7 年 4 月 15 日
入札参加申請	令和 7 年 4 月 15 日から令和 7 年 4 月 25 日 午後 5 時まで必着
入札参加承認通知日	令和 7 年 4 月 28 日
質問の受付期間	令和 7 年 4 月 15 日から令和 7 年 4 月 21 日 午後 4 時まで
質問の回答日	令和 7 年 4 月 23 日
入札及び開札	令和 7 年 5 月 8 日 午後 2 時 30 分

2. 事業範囲

(1) 事業内容

マイナンバー特設窓口用住基端末機器等賃貸借の調達・設定・運用保守作業
※詳細については、「端末機器等仕様書」及び「端末機器等明細書」のとおり

(2) 事業の実施

本市担当者ならびにシステム事業者と十分に協議のうえ、安全かつ円滑、確実に本事業を実施すること。また、システム事業者による設定作業については、作業調整を行うこと。その他、適宜必要に応じて本市担当者と協議のうえ、事業を進めること。

(3) 本稼働の予定日

令和 7 年 8 月 1 日

(4) 設置場所

奈良市役所本庁舎

3. 契約方法

(1) 契約名

マイナンバー特設窓口用住基端末機器等賃貸借契約

(2) 契約形態

賃貸借契約

(3) 賃貸借契約期間

令和 7 年 8 月 1 日～令和 1 2 年 7 月 3 1 日

（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）

※貸借期間開始までに「端末機器等仕様書」に従い、端末機器等を本市が利用可能な状態にすること。

(4) 契約条項

「マイナンバー特設窓口用住基端末機器等貸借契約書（案）」のとおり

(5) 付帯事項

- (ア) 機器貸借期間中に必要な保険については、落札者が付保手続きを行い、保険料は落札者の負担とする。なお、保険証書の写しを提出すること（保険に加入していることがわかるもの）。
- (イ) この契約が解除された場合には、本市と協議のうえ、落札者の負担により速やかに物品を撤去することとする。なお、撤去の際には端末機器等の記憶装置等の内容を復元不可能な方法で消去すること。この消去方法については端末機器等仕様書の「3（5）．契約終了後の端末機器等データ消去について」を適用する。
- (ウ) 令和8年度以降において、本契約に係る支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができるものとする。契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、本市にその損害の賠償を請求することができる。損害の賠償額は、本市と協議して定めるものとする。
- (エ) 本契約は契約期間終了後、本市の必要に応じて貸借期間の延長が可能であること。

4. 入札参加する者に必要な資格に関する事項

令和7年度に本市の物品購入等入札参加資格者であり、公告日において次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税の未納がないこと。本店、支店、営業所等が本市に存する場合は、市税の未納がないこと。
- (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。（会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に掲げる暴力団、同条6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマーク付与認定、またはISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度の認証を受けていること。
- (7) 過去2年間に本市又は国・地方公共団体等他の官公庁（公社・公団を含む）に対して、本事業と同規模程度のシステムの納入実績が2件以上あること。

5. 入札保証金に関する事項

奈良市契約規則第4条第2項第2号に基づき、これを免除する。

6. 仕様書等を示す日時及び場所

- (1) 配付期間 公告日以降から令和7年4月25日（金）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）で規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
- (2) 配布場所 奈良市市民課（紙媒体での配布）
掲載場所 奈良市公式ホームページ内（ダウンロード可）

7. 入札参加申請

入札参加申請書等に必要事項を記載し、必要書類を添えて、直接持参又は郵送により各1部提出すること。

(1) 提出書類

ア 入札参加申請書

イ 「入札参加承認（不承認）書」 郵送用の返信用封筒（切手付き）

ウ 会社概要 ※様式は自由。パンフレットでも可

エ 業務体制表（任意様式）

※体制表には以下の役割が明確になるように記載すること。

また、各事業者の会社概要が分かる資料を添付すること。

- 機器を納入する事業者（「納入事業者」）
- システムの構築を行う事業者（「構築事業者」）
- システムの保守を行う事業者（「保守事業者」）

オ 業務実績調書

※「納入事業者」「構築事業者」「保守事業者」について、事業者毎に「業務実績調書」を提出することとし、本市又は地方公共団体等他の官公庁（公社・公団を含む）に対しての納入実績が2件以上あることを確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

カ 保守連絡体制表（様式自由）

キ 第三者認証を受けていることを証明する書類

※入札公告日において、「納入事業者」「構築事業者」「保守事業者」が次の証明を受けていること。

- 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマーク付与認定、または ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度の認証

(2) 入札参加申請方法

公告日以降から令和7年4月25日（金）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市市民部市民課に（1）提出書類に記載の書類を持参（郵送の場合は必着）す

ること。※郵送により提出した場合は、「13. 入札に関する問合せ先」に記載の電話番号へ到達確認の連絡を行うこと。

なお、受付期間内に申請書等を提出しなかった者は、この入札に参加できない。

(3) 入札参加承認

入札参加申請を行った者について、令和7年4月28日（月）に通知する。なお、後に入札参加不適格要件が判明した場合は、この入札に参加できない。

8. 仕様書等の質疑に関する事項

仕様書等に対する質疑がある場合は、次に従い、電子メールにより所定の様式で提出すること。ただし、入札後に不知又は不明を理由とする異議を申し立てることはできない。

(1) 受付期間

令和7年4月21日（月）午後4時まで。

(2) 送付先メールアドレス

shimin@city.nara.lg.jp

(3) 受付方法

質問書を使用し、電子メールにて提出すること。

また、電子メールの件名には「【一般競争入札質問書】マイナンバー特設窓口用住基端末機器等賃貸借」と記載すること。電話、FAX等による問い合わせは受け付けない。

(4) 電子メール送付後、「13. 入札に関する問い合わせ先」に記載の電話番号に到達確認の連絡を行うこと。

(5) 質問回答期日

質問書に対する回答は令和7年4月23日（水）に奈良市ホームページに掲載予定とする。

9. 入開札の場所及び日時

(1) 場所 奈良市役所 入札室

(2) 日時 令和7年5月8日（木） 午後2時30分 ※入札締切り後、直ちに開札

10. 入札に関する事項

(1) 入札方法

入札の方法は、持参入札とする。入札書に金額を記載し、封筒に入れて封印（セロハンテープ不可）し、封筒中央に「入札書」の文字及び件名、封筒裏面に業者名を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札金額については、月額賃貸借料とし、ライセンスなどの購入物品に関する申請手続き、機器の保守に係る費用など本契約に係る一切の費用を含めた金額で入札すること。

(2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人等による入札(年間を通じて委任されている者を除く。)
- ウ 入札書に署名又は記名押印のない入札
- エ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- オ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- カ 入札金額を訂正した入札
- キ 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札
- ク 入札書の日付が入開札日でない入札
- ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(3) 注意事項

- ア 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができない。
- イ 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行をとりやめる。また、入札執行後においても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合がある。
- ウ 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- エ 落札者となるべき同一の価格の入札者が2名以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。また、予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札を行う。
- オ 入札回数 再度入札は1回を限度とする。
- カ 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は全て当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- キ 入札参加資格等に関して虚偽の申請を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- ク 提出された書類は返却しない。また、提出書類は本入札にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- ケ 本入札資料を通じて知りえた情報は、本入札参加以外の目的では使用しないこと。
- コ 入札参加申請書を提出した者で、本入札に参加しないことになった場合は、入開札日までに、入札辞退届を提出すること。

11. 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12. その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によるものとする。

- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとする。

13. 入札に関する問合せ先

奈良市市民部市民課

奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話 0742-34-1111（代表）

0742-34-4730（直通）

内線 2608（マイナンバー係）